

## 答 申

### 第 1 審査会の結論

長野県教育委員会（以下「本件実施機関」という。）が行った一部公開決定につき、本件実施機関が審査請求人の主張を認容したうえで、なお非公開を維持するとしている部分について、別表 2 の「公開すべき部分」は、公開すべきであり、その余の部分为非公開とする決定は、妥当である。

### 第 2 審査請求の経過

- 1 令和 4 年(2022年) 2 月 25 日、審査請求人は、長野県情報公開条例（平成12年長野県条例第37号。以下「条例」という。）に基づき、令和 4 年度長野県スクールカウンセラー選考結果一覧について公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- 2 令和 4 年 3 月 11 日、本件実施機関は、本件請求について、別表 1 の「公文書の名称」欄に記載の公文書（以下「本件公文書」という。）を特定し、「公開しない部分」欄に記載の部分（以下「本件非公開部分」という。）を「公開しない理由」欄に記載の理由により非公開とする一部公開決定（以下「本件決定」という。）を行った。
- 3 令和 4 年 6 月 1 日、審査請求人は、本件実施機関に対して、本件決定の取消し及び条例第 8 条（部分公開）の規定に則った、新たな公文書一部公開決定をすることを求めて審査請求を行った。

### 第 3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が審査請求書により行った主張は、おおむね次のとおりである。

本件実施機関は、本件決定において、別表 1 の該当する公文書の記載すべてを「公開しない部分」であるとして、当該ページ全体を公開対象から除いているが、これは、条例第 8 条の「非公開情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、公開請求者に対し、当該部分を除いた部分につき公開しなければならない。」という規定に反している。

### 第 4 本件実施機関の主張の要旨

本件実施機関が理由説明書等により行った主張は、おおむね次のとおりである。

審査請求人の主張を認容するが、次の1及び2については、非公開を維持すべきであるとする。

1 「氏名」欄について

個人を識別することができる情報であることから、条例第7条第2号に該当する。

2 「第2次選考・評定項目別判定」、「第2次選考総合判定」、「合否」、「資格・経験」及び「備考（記載がある部分）」欄について

公開することで、面接員が受験者にどのような評価をしているか、受験者がどのような資格を有しているかといった情報が明らかとなり、面接員が率直な評価を躊躇したり、選考試験の傾向等を把握されたりするなど、スクールカウンセラー選考業務に著しい支障を及ぼすおそれがあることから、条例第7条第6号に該当する。

第5 審査会の判断理由

1 基本的な考え方について

条例は、第1条に規定されているとおり、県民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利を明らかにするとともに、情報公開の総合的な推進を図ることにより県の諸活動を県民に説明する責務を全うし、県民参加による公正で開かれた県政の一層の推進に資することを目的に制定されたものである。条例の目的を実現するために、実施機関が保有する情報は、保護すべき個人情報等を除き原則公開とされており、条例の運用に当たってはこの理念が十分に尊重されなければならない。当審査会は、この基本的な考え方に沿って、以下判断するものである。

2 本件公文書及び本件非公開部分について

(1) 本件公文書について

本件請求について、本件実施機関が特定した公文書は、令和4年度長野県スクールカウンセラー第2次選考（以下「当該選考」という。）の結果に係るものであり、次のアからキまでの文書である。

ア 令和4年度長野県スクールカウンセラー・第2次選考結果

イ 令和4年度長野県スクールカウンセラー・第2次選考結果 [東信]

ウ 令和4年度長野県スクールカウンセラー・第2次選考結果 [南信①]

エ 令和4年度長野県スクールカウンセラー・第2次選考結果 [南信②]

オ 令和4年度長野県スクールカウンセラー・第2次選考結果 [中信]

カ 令和4年度長野県スクールカウンセラー・第2次選考結果 [北信]

キ 令和4年度長野県スクールカウンセラー第2次選考実施要領

(2) 本件非公開部分のうち、本件実施機関が非公開を維持すると主張する部分について

本件決定において、本件実施機関が非公開とした部分は、(1)のアからカまでの文書のすべてであり、条例第7条第2号及び第6号に該当することを理由に非公開としている。アからカまでは、当該選考における受験者の①「番号（特定個人の識別性がない整理番号）」欄、②「地区（受験者の勤務希望地）」欄、③「氏名」欄、④「第2次選考・評定項目別判定」欄、⑤「第2次選考総合判定」欄、⑥「合否」欄、⑦「資格・経験」欄及び⑧「備考」欄で構成された採用試験結果の一覧表である。このほか、表の欄外には、標題、該当地区の採用予定人数の情報並びに④及び⑤の判定基準の凡例が記載されている。

なお、本件実施機関は、審査請求人の主張を認容し、本件決定について、条例第8条の規定に基づき、部分公開の再検討を行った。その結果、③は、条例第7条第2号に該当し、また、④から⑧まで（⑧は、記載がある部分のみ）は、条例第7条第6号に該当することを理由として、非公開を維持すべきと主張する。

よって、当審査会は、本件実施機関が条例第7条第2号又は第6号に該当することを理由に非公開を維持すると主張する部分について、その判断が妥当であるかを順次判断する。

### 3 条例第7条第2号該当性について

- (1) 本号は、個人の権利利益の保護を図るため、「個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」を非公開情報として規定している。

以下、本号の規定に沿って、本件実施機関が非公開を維持すると主張する③の本号該当性について判断する。

#### (2) ③「氏名」欄について

③には、受験者の氏名が記載されており、これは、本号に規定する個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるものであり、例外として公開できるいずれの場合にも該当しないため、非公開とすべき情報であると認められる。

よって、本件実施機関が本号に該当することを理由に当該部分を非公開とした判断は、妥当である。

### 4 条例第7条第6号該当性について

- (1) 本号は、公開することにより、県が行う事務又は事業の適正な遂行に著しい支障が生ずるおそれがあるものを非公開とする旨を規定している。

公開することにより生じる支障の程度は、名目的なものでは足りず、実質的なものでなければならず、公開することによる支障のおそれは、単なる確率的な可能性では足りず、法的保護に値する程度の蓋然性がなければならないと考えられる。

以下、本号の規定に沿って、本件実施機関が非公開を維持すると主張する④から⑧まで（⑧は、記載がある部分のみ）の本号該当性について順次判断する。

(2) ④「第2次選考・評定項目別判定」欄について

④には、当該選考における受験者の各評定項目について、次のア及びイの情報が記載されている。

ア 面接員A、B及びCがそれぞれ行う評定項目別の評価（上段部分）

イ アの評価を基に行う評定項目別の判定（下段部分）

採用選考業務において、面接員が行った評価内容がすべて公開されることとなると、面接員が受験者との関係性を考慮して率直な記載を躊躇するなど、面接員に一定の心理的影響を生じさせることは否定し難く、それにより当該事務を実施する目的や意味を失わせる程度の実質的な支障がある場合には、その支障のおそれに法的保護に値する程度の蓋然性があるものと考えられる。

アは、面接員A、B及びCがそれぞれ行う受験者に対する評価であり、各面接員の主観が相当程度反映されていると認められる。さらに、本件決定において公開をしている2(1)キの実施要領において、面接員3名の職が指定されていることを考慮すると、受験者の評価内容が公開されることを前提とした場合、各面接員が率直な評価を躊躇するなど、スクールカウンセラー選考業務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれが生じることが、否定し難い。したがって、当該部分を公開することによって生じる支障のおそれには、法的保護に値する程度の蓋然性があると認められる。

イは、アの評価を基に、機械的に行われる評定項目別の判定であり、公開することにより、面接員が率直な評価を躊躇するなど、スクールカウンセラー選考業務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれが生じるとは認められない。

よって、本件実施機関が本号に該当することを理由にアを非公開とした判断は、妥当であるが、本号に該当することを理由に非公開としたイは、公開すべきである。

(3) ⑤「第2次選考総合判定」欄及び⑥「合否」欄について

⑤及び⑥は、(2)イの判定を基に、選考委員会が協議の上で決定した総合判定及び合否が記載されているに過ぎず、公開することにより、面接員が率直な評価を躊躇するなど、スクールカウンセラー選考業務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれが生じるとは認められない。

よって、本件実施機関が本号に該当することを理由に非公開とした部分は、公開すべきである。

(4) ⑦「資格・経験」欄について

⑦には、受験者の保有する資格及び経歴について、単に事実が記載されているに過ぎず、公開することにより、面接員が率直な評価を躊躇するなど、スクールカウンセラー選考業務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれが生じるとは認められない。

よって、本件実施機関が本号に該当することを理由に非公開とした部分は、公開すべきである。

(5) ⑧「備考」欄の記載がある部分について

⑧の記載がある部分は、単に合格した受験者の配置又は派遣予定の地区が記載されているに過ぎず、公開することにより、面接員が率直な評価を躊躇するなど、スクールカウンセラー選考業務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれが生じるとは認められない。

よって、本件実施機関が本号に該当することを理由に非公開とした部分は、公開すべきである。

5 条例第8条該当性について

(1) 本条は、公開請求に係る公文書の一部に非公開情報が記録されている場合において、非公開情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、公開請求者に対し、当該部分を除いた部分について公開すべき旨を規定している。

以下、本条の規定に沿って、本件実施機関が非公開を維持すると主張する部分のうち、当審査会が非公開妥当であると判断する③「氏名」欄及び④「第2次選考・評定項目別判定」欄の上段部分の本条該当性について順次判断する。

(2) ③「氏名」欄について

③には、3(2)で述べたとおり、非公開情報である受験者の氏名が記載されているのみであり、同条による部分公開の余地はない。

よって、当該部分は、本条に規定する部分公開すべき部分には該当しない。

(3) ④「第2次選考・評定項目別判定」欄の上段部分について

当該部分には、4(2)で述べたとおり、面接員A、B及びCがそれぞれ行う非公開情報である受験者に対する評価がA、B、C又はDのいずれかで記載されているのみであり、同条による部分公開の余地はない。

よって、当該部分は、本条に規定する部分公開すべき部分には該当しない。

6 審査請求人及び本件実施機関のその余の主張について

審査請求人及び本件実施機関のその余の主張は、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

7 結論

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査経過

令和4年(2022年)	6月22日	諮問
	7月22日	理由説明書受領
	8月22日	意見書受領

令和5年(2023年) 5月22日 本件実施機関及び審査請求人からの意見聴取並びに  
 審議  
 7月31日 審議  
 11月28日 審議終結

(別表1)

請求の内容	番号	公文書の名称	公開しない部分	公開しない理由
令和4年度 長野県ス クールカ ウンセ ラー選 考結 果一 覧 ※むろ ん氏 名や 住所 等、 個人 情報 の開 示は 不要 です。 面接 評価 点や 資格 /経 験と 選考 結果 (採 否) の関 係が 分か るも のを お願 いし ま す。	1	令和4年度長野県スクールカ ウンセラー第2次選考の結果につ いて(令和4年2月18日起 案)のうち ・令和4年度長野県スクールカ ウンセラー・第2次選考結果 ・令和4年度長野県スクールカ ウンセラー・第2次選考結果 [東信] ・令和4年度長野県スクールカ ウンセラー・第2次選考結果 [南信①] ・令和4年度長野県スクールカ ウンセラー・第2次選考結果 [南信②] ・令和4年度長野県スクールカ ウンセラー・第2次選考結果 [中信] ・令和4年度長野県スクールカ ウンセラー・第2次選考結果 [北信] ・令和4年度長野県スクールカ ウンセラー第2次選考実施要領	・「令和4年度長野県ス クールカウンセラー第2 次選考結果」の記載のす べて ・「令和4年度長野県ス クールカウンセラー・第 2次選考結果[東信]」 の記載のすべて ・「令和4年度長野県ス クールカウンセラー・第 2次選考結果[南信 ①]」の記載のすべて ・「令和4年度長野県ス クールカウンセラー・第 2次選考結果[南信 ②]」の記載のすべて ・「令和4年度長野県ス クールカウンセラー・第 2次選考結果[中信]」 の記載のすべて ・「令和4年度長野県ス クールカウンセラー・第 2次選考結果[北信]」 の記載のすべて	条例第7条第2号該当 左記情報は個人に関 する情報であって、原 則として非公開であ り、例外として公開で きるいずれの場合にも 当たらない。  条例第7条第6号該当 左記情報を公開する ことにより、スクール カウンセラー選考業務 の適正な遂行に著しい 支障を及ぼすおそれが ある。

(別表2)

番号	公文書の名称	公開すべき部分
1	令和4年度長野県スクールカウンセラー・第2次選考結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「第2次選考・評定項目別判定」欄の下段の部分</li> <li>・「第2次選考総合判定」欄</li> <li>・「合否」欄</li> <li>・「資格・経験」欄</li> </ul>
	令和4年度長野県スクールカウンセラー・第2次選考結果 [東信]	同上
	令和4年度長野県スクールカウンセラー・第2次選考結果 [南信①]	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「第2次選考・評定項目別判定」欄の下段の部分</li> <li>・「第2次選考総合判定」欄</li> <li>・「合否」欄</li> <li>・「資格・経験」欄</li> <li>・「備考」欄の記載がある部分</li> </ul>
	令和4年度長野県スクールカウンセラー・第2次選考結果 [南信②]	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「第2次選考・評定項目別判定」欄の下段の部分</li> <li>・「第2次選考総合判定」欄</li> <li>・「合否」欄</li> <li>・「資格・経験」欄</li> </ul>
	令和4年度長野県スクールカウンセラー・第2次選考結果 [中信]	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「第2次選考・評定項目別判定」欄の下段の部分</li> <li>・「第2次選考総合判定」欄</li> <li>・「合否」欄</li> <li>・「資格・経験」欄</li> <li>・「備考」欄の記載がある部分</li> </ul>
	令和4年度長野県スクールカウンセラー・第2次選考結果 [北信]	同上